

○國學院大學別科規程（学則第2条第10項）

第1条 この規程は、國學院大學学則第2条第10項の規定により、國學院大學別科について必要な事項を定めるものとする。

第2条 別科は簡易な程度において、神職に必要な知識及び技能を授けることを目的とする。

第3条 本学に置く別科の名称は、次のとおりとする。

別科神道専修 I類

別科神道専修 II類

第4条 別科の学務は、國學院大學学則第15条の定めにより別科長がこれを掌り、第17条の定めによる別科委員がこれを分掌する。

第5条 別科の入学定員は、次のとおりとする。

別科神道専修 I類 第一部40名 第二部40名

別科神道専修 II類 第二部40名

総定員 第一部40名 第二部80名

第6条 別科の修業年限は、次のとおりとする。ただし、I類については2年、II類については4年を超えて在学することができない。

別科神道専修 I類 1年

別科神道専修 II類 2年

第7条 別科に入学することのできる者は、國學院大學学則第29条の各号の一に該当し、本学の選抜試験に合格したものとする。

第8条 別科に入学を許可された者は、國學院大學学則第66条に規定した入学手続きをとらなければならない。

第9条 別科の修了に要する単位は、次のとおりとする。

別科神道専修 I類 必修科目32単位

別科神道専修 II類 必修科目64単位

第10条 別科に開設しかつ履修させる学科目及び単位数は、別表のとおりとする。ただし、別表記載以外の学科目を開設しかつ履修させ、若しくは別表の学科目の代りに履修させることができる。

(1)別科神道専修 I類 別表(1)

(2)別科神道専修 II類 別表(1)

第11条 学生は履修しようとする学科目を、毎年度所定の期間内に届け出なければならぬ

い。

第12条 学業成績は試験により定める。

第13条 別科に所定の期間在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した者は、修了とし、修了証書を授与する。

第14条 別科の学費は、別表(2)のとおりとする。

第15条 本規程に定めのない事項については、國學院大學學則を準用する。

第16条 この規程の改廃は、神道文化学部教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 従前の國學院大學文学部神道研修別科学則（昭和34年4月1日施行）は、廃止する。

2 この規程は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

2 平成13年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

第10条 別表(1)

学科目	単位	必修科目	
		I類	II類
		修了階位	修了階位
神道概論	4		4
神社神道概説	4	4	4
神道史概説	4		4
祭祀概論	4		4
神道神学	4		4
神道文献	4	4	4
神道古典I	4	4	4
神道古典II	4		4
神道古典III	4		4
神社祭式同行事作法I	2	2	2
神社祭式同行事作法II	2		2
祝詞I	2	2	2
祝詞II	2		2
神道教化概説	4		4
神社関係法規	4	4	4
宗教概説	4	4	4
国史	4	4	4
国文	4	4	4

第14条 別表(2) (令和4年度)

学費年額	入学年度別	金額
入学金	令和4年度	145,000円
授業料	全入学年度	420,000円
施設設備費	全入学年度	81,000円
維持運営費	全入学年度	10,000円

実習費	令和4年度	6,000円
-----	-------	--------